

招集期日 平成22年7月23日(金曜日)

招集場所 入間市庁舎5階第1委員会室

開 会 7月23日(金曜日)午前 9時31分

閉 会 7月23日(金曜日)午前11時23分

出席委員 委員長 金子俊雄 副委員長 山本秀和
委員 石田芳夫 委員 安藤佳子
委員 向口文恵 委員 堤利夫
委員 小島清人 委員 齋藤國男
委員 野口哲次

欠席委員 なし

遅刻委員 委員 向口文恵(午前 9時38分)

委員 堤利夫(午前 9時50分)

説明のため出席した職員 企画部長 企画部次長
企画課長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 沼井俊明

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時31分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより基地対策特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

遅刻の届け出は、向口委員、そして堤委員であります。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

それでは、お手元に配付をいたしました協議事項によりまして議事を進めさせていただきたいと思えます。

本日は、まず執行部から資料の提出がありましたので、説明をお願いいたします。

企画課長 それでは、前回の特別委員会にて請求がございました……

委員長 座ってもらっていいです。

企画課長 はい。事項につきまして、内容をご説明させていただきます。

まず、資料25です。これは、瑞穂町で得ているデータ、これらを聴取してまとめたものを出したものであります。航空機の騒音の測定結果として、これらが公開をされておりましたので、担当課に確認をした上できょう提出をさせていただきます。

概要を申し上げますと、瑞穂町では測定をする場所が6カ所あるそうです。このうち国、北関東防衛局が3カ所、それから都が1カ所、そして町が2カ所ということで、今回結果として公表されているものは、町で設定をしている測定箇所とのデータというこ

とになっております。場所は、瑞穂町役場の屋上と、それから八高線の箱根ヶ崎駅西側の民家、ここに固定の測定器を設置して測定を実施していると。特に箱根ヶ崎駅西側の民家については、滑走路の延長線上にありますことから、やはり直接基地の離発着する航空機の状況がとらえられているということで、この状況が把握できるかなと思っております。

町の基地対策を担当する箇所からの話でありますけれども、やはり航空機そのものが狭山丘陵上空を旋回している傾向そのものは認識をしているそうです。そういったことで、瑞穂町としてもそういった光景は認識をしているということなので、この航空機の通る経路から多少離れたりする場合もあるということは確認はしているということです。

それから、横田防衛事務所からの話ですけれども、直接入間市上空を米軍機が通過していることについては、把握はなかなかしていない、できないという状況だそうです。ただ、基地を着陸する飛行機が県境の狭山丘陵上空で旋回しているその状況そのものは見ていると、認識はしているということでありました。その辺のところは具体的に情報として明確に横田防衛のほうでもつかめないというのが現状ではありますけれども、そういう現実そのものは認識しているということでもあります。

この騒音の測定結果を見ますと、平成21年度と平成20年度の比較で、やはり相当な発生回数がありまして、これが極端に減っているとか、そういったようなことはちょっとここからは読み取れ

ません。やはり直下にある箱根ヶ崎駅民家では、相当な騒音が発生しているということのようであります。それが、瑞穂町のデータからきょう提出をしたものということで、説明をさせていただきたいと思います。

それともう一点が、資料26であります。これは、留保地の処分条件の推移、これが実はこの間に幾つか流れがあったわけですが、中間答申と現在の処分条件ということで比較をさせていただいたものです。処分条件そのものは、やはり3分割答申のころから幾つかの推移があるわけですが、例えばこの中間答申時で見ますと、公園緑地として活用する場合は、3分割の答申では時価払いが、ここには書いてありませんけれども、2分の1でありました。その後3分の1に変更されて、中間答申時点では、ここにある3分の2になりました。その後、現時点ではまた3分の1に戻ったというふうな内容になっておりまして、自治体がここを活用する上では、若干ではありますけれども、負担そのものは減額というか、されているというふうに比較ができるかなと思います。この時点では、中間答申時点と現在の処分条件のものということの比較でして、この間に多少推移があって、現在このような処分条件になっているということでもあります。

以上が前回の特別委員会で請求をいただいたものであります。もう一つ小島委員からお話がありました桶川の飛行場の関係なのですが、ここについての空域設定そのものは、明確にはないということです。したがって、今回ペーパーとしてお出しで

きるものはございませんので、口頭での報告とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 今資料2点の説明があったわけですが、まずはこれに対してご意見がありましたらお願いしたいと思います。

石田委員 ちょっと不勉強で申しわけないのですけれども、基地の滑走路との関係とか、そういった点から、箱根ヶ崎の民家と瑞穂町の役場というのはどういう位置にあるのか、何か地図みたいなのはないのですか。そこからの距離がどのくらいあるとか、そういった、もう少し場所の特定がしやすいようなものが何かありませんか。

企画課長 実はそこまでのものがちょっと得られておりませんので、また調整をさせていただいて提出をさせていただけたらと思いますが。

石田委員 では、そのときに、ついでに防衛局でやっている3カ所ですか、それと都でやっている場所も、どこで測定しているのか、できたら具体的な飛行場の滑走路との関係も、地図か何かに落としてもらって距離がわかればわかりやすいのですけれども、よろしくお願ひします。

委員長 ほかにありませんか。

済みません、ではこの件はそろい次第ですか、提示ができるわけですね。

企画課長 調整して、とれ次第お出ししたいと思っております。

委員長 石田委員、それでよろしいですか。

石田委員 はい。それと、もう一点。

資料26のほうの関係の意味をちょっと教えてもらいたいのですけれども、例えば現在の処分条件で、公園緑地3分の1が時価売払で3分の2が無償貸し付けとなっていますね。これは、面積の3分の1という意味なのですか。面積の3分の1と3分の2、それぞれこういった形でなるのでしょうか。

企画課副主幹 そうですね、委員さんおっしゃられるとおり、面積として3分の1の部分については時価払い、残りの3分の2については無償貸し付けという形になります。

石田委員 そのときに例えば地域の指定みたいなのは、例えば入間市の駅前で考えると、駅に近いほうがどうしても土地の値段が高いと思うのです。そっちの3分の2のほうで考えて無償貸し付け受けて、できるだけ安いところを3分の1を時価払いというのは可能なのか。あるいはその全体を通じてやってしまうのか、その辺の考え方はどういうことなのですか。

企画課副主幹 この用途によって処分条件が変わってございますので、公園緑地として使う部分について、一体として評価をするというような考え方かと思えます。

石田委員 はい、わかりました。

野口委員 道路で譲与及び無償貸し付け、いずれにしてもただということ、これはどう……厳密な審査というか、審査というよりも政治力とか何か、そういうふう認定されればというような条件つきなのですか。よくわからない。こういうふうに言われるとちょっ

と……やったということになるのだけれども、将来、あてが……
どういふ展望があるのですか、これは。

企画課副主幹 用途といたしまして、道路用地として使用する部分につき
ましては、道路という形の認定という形になっています。

齋藤委員 今回の質問なのですが、道路については、要するに無償化と
いうことだけであって、そういう工事だとか、そういったものは
当然市のほうでやるということですよ。全然……一銭も出さな
いと。

企画課副主幹 そうですね、この処分条件というところでの無償というこ
とでありますので、工事については地元自治体、入間市になるの
か、そういったところが工事をするという形、費用負担も含めて
ということになってございます。それは、活用の方法等によつて
も変わってくるかと思うのですけれども、入間市内地に使う、活
用するというのであれば、入間市がそちらを工事をするという
ことになろうかと思ひます。

齋藤委員 例えばですね、例えばということはないのですけれども、これ
を県が使うとか国が使うなんていう、そういう発想なんていうの
はあり得ないのですか。

企画課副主幹 今回の利用計画の中には、市が一義的に活用するという形で
表現してございますので、その場合には市が工事をするという形
になります。県、国等がそこを使うということになりますと、ま
た別の使用、工事をする主体が変わってくるかと思ひますけれど
も、今の段階では市がそちらを活用するという形になってござい

ますので、市が責任を持って工事をするという形になろうかと思
います。

野口委員 前の質問の関連ですけれども、留保地を一括してやった場合に、
あと公園緑地とした場合、3分の2が無償貸し付けとなるという
ことで、積算された……あれは市街地で、まだ地価がどのくらい
になるかというのはわからないと思うのだけれども、市街化区域
になった、編入されたとして、幾らぐらい、3分の2ただだった
ら、あとどうだと、3分の1……そういった計算をして、何億円
とか、計算はされていますか。

委員長 売買した関係ですか。するとしたら。

野口委員 だから、道路の分はただで、あと全部公園緑地にして、そのう
ち3分の2が無償貸し付けだとして、3分の1が時価払いという
ことでやった場合にどのくらいになるのか。市街化区域の土地の
値段とした場合、最高、マックスが。

委員長 およその値段はわかりますか。

野口委員 かかる費用は。

企画課副主幹 平成15年当時に積算をした……

〔(試算) と言う人あり〕

企画課副主幹 試算をいたしました金額でありますと、これは入間市駅前
あるいは東町も含めてでございますけれども、計画どおりに活用
した場合には300億円という額が出ております。

野口委員 駅前に分けた分、広さは全然違うので、やはりあそこに道路と
公園とをつくった場合……。

企画課副主幹 入間市駅側のみでありますと136億円……。

〔何事か言う人あり〕

企画部長 ただいま担当のほうから申しあげました数字は、あくまでも駅前側の留保地の利用計画、私ども執行部がおおよそのイメージでつくり上げた利用概要図という形から大ざっぱに積算をしたものということでご理解をいただければと思います。

以上です。

委員長 私のほうからいいですか。

そうしますと、条件からいきますと、公園とかそういうのではなく、あそこはまちづくりするための中の値段ということによるしいですね。

企画部長 はい、全くおっしゃるとおりでございます。商業ゾーンだとか公共用地だとか、そういった区割りを大きな意味でつくった中で積算をしたものです。ですから、この136億円と申しあげましたのが、平成15年当時積算をしたものです。

委員長 あのときだな。あのときだよね。

企画部長 そうです。ですから、今は、現時点での価格ではございませんので、その辺もご理解をいただければと思います。

野口委員 全部公園緑地で3分の2無償貸し付けすれば、もっと安くなるわけでしょう。

企画部長 はい、考え方ですけれども、今度は国が、この私どもから提案をした区割りを理解いただかないと実現できませんので、では簡単な話、全部公園にしてしまえばいいではないかという考えもあ

りますけれども、それは全体計画の中で、国との協議の中で成り立つものでございますので、その辺は実現性を求めるとすれば今後の大きな課題かなと思います。

以上です。

委員長 よろしいですか。

石田委員 例えば駅広を拡幅する場合に、駅広というのは、道路に準じた形で考えて無償の対象になるのでしょうか。

企画課副主幹 駅前広場につきましても、公共用の施設、道路用地というような見方で執行部のほうは考えてございますので、今後具体的なそういった取り扱いについては協議が必要かと思っておりますけれども、そういう認識で今の段階ではおります。

石田委員 それと、駅広をそうやって極端に大きく広げて広い道路につくるという話と、もう一つ、公園というのは県営公園と、入間市の今の県の公園は15ヘクタールで、狭山のハイドパークも15ヘクタールあって、両方合わせてたしか30ヘクタールで1つの公園という、30ヘクタールぐらいがやはり県としても1つの公園ということで見ているわけですね。県の考え方としてみても。それは国の指導に従ってやっていると思うのです。そういった意味からすると、これ全体を公園にしても決しておかしくないのではないかなという感じがするのですけれども、そういう考え方はおかしいですか。

企画部長 考え方の問題ですから、今石田委員さんがおっしゃったように、かつて彩の森入間公園と稲荷山公園、合わせて県営公園というこ

とで約30ヘクタールぐらいを一体化して払い下げをされた経緯が
ございます。今回の部分の特に駅広、入間市駅前側のこの部分、
7.6ヘクタールについての計画でございますけれども、これにつ
いて今石田委員さんがおっしゃられた部分も、具体的には私ども
から提案は県に対していたしておりませんが、駅前のああいっ
た部分の入間市の顔となる部分をどう入間市は考えているのだと
いうことで、第1段階として提案をさせていただいたのが、これは
資料の幾つでお配りしたか。

〔何事か言う人あり〕

企画部長 資料4でご配付を申し上げた部分にたしかあったかなと思うの
ですが……資料4の7ページの下に図が、ちょっとわかりにくい
のですが、図がございまして、ここでA、B、Cのゾーンでそれ
ぞれ公共用地、ゆとり風格ゾーンとして公共公益的施設の整備ゾ
ーンと、A、B、Cとこういった意味合いで、私どもは第1段階
としては国に提案をしている部分でございます。大きくこれを、
まだ具体的にはこれからの話ですから、大きく全部公園でどうだ
という提案は全くないことはないと思いますけれども、全体的な
調整の中でつくっていくのかなと、こんな考え方でございます。

以上です。

石田委員 国のほうも、かつてはそれぞれ開発中心で、大きくそういった、
開発してビルをつくるようなのが中心だったけれども、最近はや
はり自然を大事にするとか、そういった問題が非常に重要視され
ているわけだから、入間市のほうも香り豊かな緑の文化都市を目

指すのだから、駅前に大きな公園がぼんとあっても別に主張できるのではないかなという感じがするのです。あと、そうすると道路分が、道路分も無償という、中に道路入れるにしても、実際にすると時価の売り払いの3分の1だけ時価で買えばいいということになれば、かなり価格的にも下がる可能性が出てくるのではないかと思いますけれども、今実際に、平成15年の単価は300億円もいくかもしれないのですけれども、現在だとどのくらい見たらよろしいのでしょうか。

企画部長 私どもで把握している数字は、先ほど申し上げました、平成15年当時で、大ざっぱにでもこの絵に従って積算をしたものでございまして、現時点では把握はいたしてございません。特に具体的な数字は持ってございません。

以上です。

石田委員 平成15年から例えば現在まで、入間市全体の地価がどのくらい下がっているかとか、そういう点である程度想定していくということとはできないですか。

企画部長 考え方でしたら別にできなくはないと思います。ただ、ある程度イメージが、この当時、こういったA、B、Cゾーンで大きな部分で国に対して提案をさせていただくタイミングがございましたので、全体の価格というのも、概算ではございますけれども、つかんだ経緯がございます。ですから、そういった機会をとらえての作業になるのかなと、こんなふうに思うのですが。

以上です。

野口委員　また関連なのですけれども、改めて資料の7ページを見ると、Aゾーン、Bゾーンというのは、もうこれから土地代を抜きにしても実現不可能では。はっきり申し上げまして。今から基盤を整備するという事業を入間市はやれるのかと。やれないです、もう。だからもう、つくりかえて、今言った、今の風潮というか、自然を含めて、もう流れからいっても、公園にしても、まちづくりという観点からも市民の合意は得られるし、施設整備と公園とどっちがいいかといったら、公園でもいいという声も多分あると思うのです。かつ施設整備は今から無理でしょう。できるとしたらCゾーンだけです。

この、主体が、駅前広場だけはそのお金はかからないし、道路みたいなものだし、駅前広場は拡張するけれども、あとは道路と公園だと。本気でそういった交渉をするというか、そういう形で、私はそういう意見を持っているのですけれども、そのために積算を、そういった一番安い方法、安いというか、一番実現可能性のある方法、駅前広場拡張と道路と公園だけで幾らかかるのか、土地代だけで。実現に幾らかかるのか。出してほしいのです。というか出せますか、それだけ。積算。

委員長　今の関係、わかりますか。今まで、平成15年のときは、まちづくりの関係で出たことなのだけれども、時代も変わってきたので、そういうことではなく、公園をまずは主体的にやれと。道路と公園と、今広場を改良しろということでどうなのだというお話なのですけれども、これは……。

私が言ってしまうといいのですかね。意見としてというか、お願いというか、私の私案といいますか。

〔「いいんじゃないですか」と言う人あり〕

委員長 よろしいですか、副委員長。

副委員長 よろしいのではないですか。

委員長 では、かわらせていただいて。

今お話が出たのですが、私はそうではなく、あれだけの広場を何とか、県あるいは国も抱き込んでか何かわかりませんが、道路はもちろん馬頭坂線のほうに抜けることにはそのとおりだと思のですが、やはりまちづくりというのはどういうことかなという、今サイオスのあそこに大きな病院があるわけですね、そのすぐ丸広さんの近所に病院。病院がありますよね。民間ですよ。病院がある、この病院に行っても迷路のような病院なのです。そういうものをこっちの基地跡地のほうに移動して、あるいは豊高も入間高校とくつつくということなどを考えますと、あれだけの状況だとちょっと手狭になる可能性もある。そういうものをこっちに持ってきて、それでまちづくりを、駅前を含めたまちづくりをやったほうがやはりいいのかなという、これからの将来的にそのほうがいいのかなという、多少はツケが残るかもしれませんが、そんな感じは……やるべきではないかなと私はそう思う。その辺のところ、Aゾーン、Bゾーンが生きてくるか死んでくるかわかりませんが、そんな感じで。

もちろん市民の皆さんは大切ですが、これから市民の皆

さんがある面で生活しやすい方向のほうがいいのかなどという感じを思っただけでも、そういう考えも持ってやっていただくのもどうかなどという感じは持っているのです。そうした関係で国のほうはどういうふうにやってくれるのかという、やり方ね。逆に私のほうも、そういう試算はできないのかなという。あそこに、役所で金出してもいいです、幾らか。県から金をもらってもいいです。あそこの場所をあけてまちづくりをうまくしていくという方法。

大変なことかと思いますが、余りにもこの間視察をさせていただいた、向こう、あれは南東のほうから、駅からに対してのあれは。こっちから見た感じ入間市の駅は、視察に行ってローカル線のある程度の駅、その駅よりちょっと落ちているなどという感じはあります。やはり入間市という顔をつくるには、駅前をしっかりとやるのが必要かなと思ひまして、そういうものも含めたものでやっていくのが、これからの入間市の駅は発展性があるのかなという。

向こうから見た感じで、この間正直言ってがっかりしてしまっただけです。非常に、今まではおり立ったところしかわからなかったもので、基地跡地のほうから見たのは初めてなのです。そういう関係で非常にショックを受けているのですが、何とかあそこをうまくまちづくりをしていただきたい、やっていくべきだというような、これは直観の中からそういうふうな話から始まっているわけですが。

そういうものも、予算を立ててということではなく、そういう意見も出ますか、考えかな、執行部の中で。会議のときなんか出ますか、そういうこと。

企画部長 今の野口委員さん、また委員長さんのお話を踏まえてでございますけれども、大きな考え方としまして、駅前のあの広場、あの土地を、7.6ヘクタールの土地を、一つとしては、地元自治体が、入間市が、用途は別として、全部直接的に取得する方法があります。そのほかに、例えば入間市は、この絵でいきますとCの部分だけでいいですと。極端な話です。あと、BとかCは国にお任せしますと。

国はそれを受けて、当然都市計画決定全体は入間市がするわけですが、国はそれを受けて民間に売却するなり、そういった方法をとっていくのが別の方法があるかと思えます。大きな意味の考え方としては、国は早く現金にしたいわけですよ、いずれの方法をとっても。国の予算を潤わしたいわけですよ。ですから、手法はともかくとして、できるだけ早くあそこを活用してくれと、地元に対して。これは、入間市だけではなくて、ほかの自治体に対してもそういった意向を持っているわけです。

それで、具体的にそれでは幾らで売ってくれるのだという話をしますと、国は、それは自分でまず考えなさいと。ある程度計画が煮詰まってきた段階で、国はでは幾らで売りますよというのを示すから、それまでは自分たちで考えなさいと、地元自治体で考えなさいと。結構このところは冷たいのです。先ほど大ざっぱ

に約300億円と担当のほうから申しあげましたけれども、あれも我々が当時独自の手法でおさめた単価でございますから、決して国と合意している値段でも何でもありません。

ですから、そういったことを踏まえて、全体のおおむねのイメージをつくらないうちに、余りこれは幾らだ、これは幾らだというのもどうなのかなと担当レベルでは思っているのです。ただ、手法としてはいろいろな手法があるということで、その手法をいろいろなパターンでつくって行って実現性を踏まえて、当然予算措置がございますから、そういう考え方でまとめていくのかなと、こんな考え方を持っています。

以上です。

堤委員　　まず、基本的なことで、中間の計画と平成20年度に一番新しい計画を出していますよね。この計画というのは、基本的にあれですか。例えばいろいろなこれから交渉事に行ったときに、A、B、Cゾーンの方向性というのは変わらないという性格のものなので、これは。

企画部長　決して変わらない……変わってもいいと思います。ただ、一義的に、これは入間市の意向としてこういうのは出しておりますので、基本はこれは生きていますけれども、ではこれが少し格好を、もっとCを広げたいとか、Bを狭くしたいとか、そういったことは全くオーケーだと思います。その辺の調整はこれから、許容範囲の中だと思います。

以上です。

堤委員 物事は交渉事ですから、余り原図が変わるということは、交渉する相手方もいろいろやりづらい部分もあると思うのです。この計画でいったときに、例えば入間市がどのくらい負担するのだというの、勝手に予算計画も立てなさいということであれば、基本のごくごく負担の少ない提示をしたらいいのではないですか。それで、入間市は、この計画を進めるに当たって、これだけ現状では、将来負担も含めて、もう目いっぱいですという話になったときに、国のほうとしては、それだとちょっと困ると、もうちょっと上乘せと、こういうやりとりがそこに出てくるのだと思うのだけれども、それがお互い様子を見合っていると、交渉事ですから、なかなか前へ進まないのではないか。ましてやこの基本的な計画が将来いろいろ変わり得るといって、こういう性格のものであれば、なおさらのこと、相手だって、よしという返事はなかなか難しいと思うのです。

国が財政的に厳しいからといって、入間市だって厳しいわけあって、買ってほしいという、買い手市場であれば幾らでもたたけるでしょうし、商売人もここに何人かいらっしゃるので。そういう意味で、もうちょっと入間市として強気でいったらいいのではないかと思うのです。公共的に強い性格のものは無償貸与という、そういう条件もあるわけですから、そういうことで、もうちょっとこの入間市の計画をしっかりと煮詰めた形のものという前提での話し合いのほうがいいのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

企画部長　ただいま堤委員さんのおっしゃられる部分、全くそのとおりだ
と思いますが、正直な話、いろいろな部分で国と調整をしている
ところがあるのですけれども、どうしても最大のネックはやはり
裏づけの財源でございますけれども、その部分を幾ら見たらいい
のかという具体の話の一步手前でどうしても相手の様子を見るわ
けです。

そういったところで、一つ大きな可能性があるのが処分条件で
すけれども、ただいま担当のほうから、先ほど課長から資料26で
説明申し上げましたけれども、これは時間が経過すると少し緩和
されている条件もあるわけです。こういったところで、国にこう
いったところも要請をして、自治体に対して有利な条件を引き出
すのも方法なのかなというところも密かには思っているのですけ
れども、そういったところを踏まえて交渉なのかなと、こんな考
えもあるのですけれども。それで、平成20年当時出しましたこの
A、B、Cゾーン、これをもとにして考え方をまとめていく手法
なのかなと、我々事務局サイドとしてはこんな考え方を持ってお
ります。

以上です。

堤委員　ちょっと極論かもわからないけれども、例えばお互いがここを
利用するという考え方に立てば、では半分地元で利用計画やりま
すと、残りの半分は国がやってくださいと。そうすると、それぞ
れ持ち分に応じて、そこにどういう施設をつくるかわかりませ
んけれども、お互いが負担し合うのではないの。これ全部、入間市

でA、B、Cそっくり計画して、無償にしても有償にしても、それに基づいて物事を進めていくということは、やはり一方的な負担。そこから何か利益が出てくるような、そういう土地利用であれば、それは投資の意味合いがあるのだけれども、お互いに財政事情を考慮したらなかなか厳しいわけなので、お互い半分ずつやったらどうなのでしょうか。そこに県も引き込んで、県を交えて3分の1ずつということ。

委員長　それも方法的には一つの案ととれるわけだよね、そういうものもね。

企画部長　今のご提案は、大きな意味で一つの方法かなと思います。

堤委員　入間市だけ、一自治体でやるというのはもう大変な話です、これは。

委員長　よろしいですか、今の関係。

石田委員　国で、極端に言えば国立の公園でもつくってもらえば、ほとんど何も市が負担しないで済んでしまうのだけれども、なかなか県にしてもそれをやる気もないし、県も施設をなかなか今つくろうという気はないだろう、財政難のもとで。そういう中で、やはり市が中心になってそれを利用していくということを考えざるを得ないのかなと。あと、民間で、さっき病院の話もあったけれども、基本的には市が中心になって、例えば公園や何かつくっていくことを全体にやって、それで話がまとまってきて、そこに病院や何か来るのだったら、国のほうはむしろ、多分上がるわけだからその分が、大喜びで賛成すると思うのです。

だから、最低のラインを考えていった場合、一つは300億円と
いうのを平成15年度試算したというのですけれども、これはいず
れにしろ、こういった文化施設、子育て支援施設だとか商業ビル
等を構築していくという形の土地利用ということが前提で、土地
の代金だけで300億円ということですよ。そのほかに施設をつ
くれば、当然その費用がかかってくるというふうに考えてよろし
いのですか。

企画部長 はい、そのとおりでございます。土地取得費です。

石田委員 そうしますと、多分中間答申時点のということになってきて、
恐らくその3分の2が時価払いで、その残りの3分の1が5割減
額だとか、こういう売り払い基準でもって計算したのが300億円
になると。それがイコールとはならないけれども、それを極端に
言えば公園緑地等で今回改正されて、時価払いが3分の1だけで、
3分の2は無償貸し付けという形に改善されているわけですよ
ね。だから、そういう形で考えていくと、300億円が100億円ぐら
いのお話になってくるのではないかと。そうするとかなり現実的に、
100億円を割るような数字が出てくれば、現実的な可能性も出て
くるのではないかなと、市としても、そんな感じがするのですけ
れども。

委員長 どうですか、田中企画部長。

企画部長 一つ300億円と申しましたのは、東町も含めての価格です。

委員長 両方ですね。だから、もう七、八十億円でできてしまう。

企画部長 こちら、駅前側だけですと、130……

〔(6億ですね) という人あり〕

企画部長 136億円になります、当時の積算で。

〔何事か言う人あり〕

委員長 50億円ぐらいでできてしまう。

〔(四、五十億だよな) という人あり〕

委員長 よろしいですか、今の関係は。石田委員、よろしいですか。

石田委員 はい。

齋藤委員 ちょっとほかのほうからの見方なのですけれども、例えばグリーンロッジありますね。グリーンロッジは、今はもう、例えばあれを民間にしようが、また市のほうに返そうが何もできないわけです。今のお話というのは、国のほうの、言ってみれば、我々の言葉で言うとひもつきと言うのですけれども、そういうような形と同じなのですか。例えば無償貸し付けとかあるではないですか。無償で貸し付けするということは、国のほうは全然要らない、今自体だってお金はかかっているわけですよ、少なくとも。例えば草刈りだとか管理だとか、お金がかかっていますね。それを市のほうに無償で貸すということは、全然国のほうは見ないで、無償で市のほうに貸し与えをするけれども、いざ国のほうで必要になるときは、それを取り上げますよと、そういう発想なのですか、その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

企画部長 大きな意味からまずお答え申し上げれば、国は早く現金にしたというのが一番目のねらいなのです。それも、できれば自治体が、自治体というのは地元の市町村と県も含めて、地元の自治体

が何とか利用はできないかというのをまずねらっているわけです。そうした中で、利用目的によっては無償でもいいですよという条件はつけているわけです。かつての中間答申のときから比べれば、やや緩和はされているわけです。そうした中でも、いずれにしてもまとまった資金が必要でございまして、そういった中で地元としては、では本当にどこまでが、どういうふうなイメージ持っているのだというのが、第1段階がこの平成20年に国のほうに提示した部分の内容になっています。

少し話がそれますけれども、かつて平成15年より少し前だったでしょうか、東町の部分で提案をしたことがあるのです。今は国は、あそこは駐在員を置いて、ガードマンを置いて管理しているわけです。あの草刈りの管理を地元やらせてもらって、地元で少し貸してくれないかと、平たい話、こういうことを申し上げたのです。そうすると、国はイの一番に拒否反応を示しているわけです。それが突破口になって、現実市が使っているのだから、その次も、今度はただで全部よこせと、こういうことになりかねないのだろうということで、国はバリアを広げないわけです。草刈り、入間市が持ちますからと言ってもだめなのですから、まず国のバリアはかなりかたい。

ということで、ある程度の具体的な利用計画を示していったら、今あそこは無指定になっているわけです。市街化区域に編入をしなくてはならない。それを市街化区域に編入するのは、地元の入間市の裁量ですから、国が幾らどんな利用を出そうとしても、入

間市がそこを都市計画決定しないと使えないわけですから、それは地元の大きなかぎとして持っているわけです。その辺の部分で接触を今している段階です。

以上です。

齋藤委員 今のお話ですと、そうしますと例えば無償化の道路はいいですね、道路は。例えばそれを、今のこういう経済状況と、土地の値段なんか下がっていますね。これを市のほうで、道路以外の部分を例えば自分の市のほうで時価払いで買いますよね。そうすると自由にできますよね。例えばそれを自由にしたものを民間のほうに市が売却できるということは可能なのですか。

企画部長 方法としては可能です。それは、当初から全体のイメージは、計画はつくるようですね、方法としては可能だと思います。

堤委員 可能かもわからないけれども、例えばそういったところに民間が高い土地を買って商いが成り立つような、そういう業者が入るかどうかというのは、これはわからないよね。

〔何事か言う人あり〕

堤委員 結局例えば市が一度購入して民間に売り払うにしても、要するに市街化としての今度は時価になるわけでしょう。

企画部長 はい、そのとおりです。

堤委員 そうすると、市はもうかるよね、それで。

〔(もうかるって、土地が下がっていったりするし) と言う人あり〕

堤委員 そうなのですからけれども……今の時価と、開発をされていって土

地の評価が変わってくれば、当然下がるということはまずあり得ないでしょうね。

石田委員 いや、下がってくるでしょう。今下がっている傾向なのだから、買って、市街化で買うわけだから、それで市街化で売るわけですか。

堤委員 そうではないでしょう。

企画部長 これ国に払うときには、市街化で国と売買をするわけですから、調整のままではないのです。

堤委員 そうすると、では直接国が、例えば入間市がこのBゾーンを民間に利用できますよといったときに、直接国との売買というのはいかないのですか。

企画部長 方法の話だと思います。一つは、入間市がそういう計画を持って全体を取得して、ある部分は、例えばBのゾーンは入間市が民間に売る方法もできると思います。もう一つは、Bのゾーンは初めから国にお任せしますと、入間市は買いませんという方法もとれると思います。それは、最初の全体利用の計画をつくる段階の調整かなと思います。

以上です。

堤委員 なるべくだから入間市の負担をいかに少なくするかという、それでA、B、Cの3つのゾーンを予定どおり整備していくという方法からすれば、今部長が言ったように、この部分は国に任せますよと。計画は、このBゾーンにできる……都市計画はこういうものが、要するに誘致が可能ですよという品ぞろえをして、それ

に基づいて、では直接このBゾーンは国が民間に売り渡しますという、こういう形がとればよいよね。さっき私が言った、それぞれ応分の負担をして全体の利用計画を成立させるということからすれば。Bゾーンは、では国が負担、責任持つと。Aゾーンについては市が持つと。Cもそうだけれども、こういう形でそれぞれ分担したほうがいいのではないですか。

企画部長 方法の一つとしては、今堤委員さんがおっしゃった部分もいけるとおもいます。そのときに埼玉県がどう絡んでくるかという部分もありますけれども、それと民活というのをどうとらえるかという方法かなと思います。立地としては駅前ですから、非常にいい場所だと思いますけれども、その辺あたりは全体の駅前7.6ヘクタールについての平成20年に提示をさせていただいている部分を前提としての今後の交渉の中かなと、こんな考え方を持っています。

以上です。

委員長 いいですか。確認なのですが、その平成20年度の出したものはもう国へ行っているわけですよ。国のほうでは、考え的には、いいだろうとか悪いだろうとか、そういう話も来ているのですか。

企画部長 提示を平成20年の6月に国に申し上げた後は、直接的には国からの意向はございません。現在それぞれ相手の窓口と、水面下とっては言い過ぎですけれども、非公式の調整は行っておりますが、具体の国の動きはございません。

委員長 ぜひ、基地対策ができたわけですから、駅前だけでも何とかい

ろいろな面で実現をしていく方法も一つかなという感じが、私なりに、個人的な意見が入ってしまうかも知れませんが、思っているのです。ですから、そちらで国でもう引き受けているとなれば、後の議題になると思いますが、要望書とか、そういうものも絡んでくる訳ですので、そんな感じでいくのかなというふうに思っているのですけれども、その辺で質問はとめておきますけれども、あとの議題がありますので、とめますが、それが出ているのであれば、感触もよいとなるならば、その方向がよいのかなという感じは持っています。

小島委員 ちょっと質問なのですけれども、例えば国が今持っているわけですよね、ここの土地を。そうしますと、入間基地関係の防衛省関係に働きかけて、もしその場合は、それは防衛省がその土地を取得してならなくてはいけないのかどうか、その辺はどうなるのでしょうか。公営ですけれども、一応防衛省が買うということになるのでしょうか。

企画部長 これは、今は財務省が所管をしている、管理をしている土地です。かつては自衛隊がもし基地を広げようというときには、今で言う防衛省が時価で、自治体と同じように売買がされるようになっていたのです、かつては。ところが、今所管がかわって、かつては特特会計ということで、全く国はこの留保地は別の財源確保していたのですけれども、現在は緩和されているようです。そのあたりで、かつてほどは条件は厳しくはなさそうですけれども、その辺の具体の動きは、所管がえで動くのかどうか、財務省の所

管のものが防衛省の所管になるだけでいいのかどうかと、そこまでは私どももつかんではおりませんけれども、かつてよりも制限は緩やかにはなっているようです。

以上です。

山本委員 では、2点ばかりお伺いしたい、ご教授をいただきたいのですが、1点目が、ここまでの議論の中で公園だとか病院だとかいろいろお話が出たわけですが、一つお伺いをしたいのは、これは価格についての免除条件がさまざま細かく用途ごとに分かれているという前提でお伺いしますけれども、一度これを例えば公園で全部買ってしまった後に、やはり病院建てましょうとかといったような話になって、用途変更というのは果たしてできるのかどうか。後で清算金徴収されるような話になると、土地利用、抱えてしまった後で使えなくなってしまうりするようなこともあるのかなというふうにも思うので、まずその点、用途変更というのは可能になるのですか、その辺いかがでしょうか。

企画部長 これは、当初の計画を提示して、お互いに、国と自治体の、入間市との間で合意されているものがあるとするれば、基本的にはそれは変更は難しいのかなと思います。でないと、その用途で、例えば道路用地としてオーケーをもらったのが、実は市民会館をつくってしまったとか。これは違うのではないのという話になろうかと思います。ですから、基本的に合意されている部分でそのまま進むのかなと、こんなふうに思っています。

以上です。

山本委員　ということは、これはやはり一発勝負で、都市計画をある程度将来見越して、必要な公共施設等々については折り込んだ形で、やはりきちっと全うにお金を払わないと後々大変だということになるわけですね。わかりました。

それで、あともう一つは、ここまで議論を伺っていて、おおむね全域で300億円程度であろうというお話があったわけですが、やはり基本の価格についてもうちよつと詳細に調査をしたらどうかなど。ほかの委員さんからもご意見出ていましたけれども、不動産鑑定士か何か入れてきちっと基本の価格として、実勢価格がどのくらいになるのかきちっと数字を持った上で、ここから何割引いてもらえるとか、こうすればどうなるのかといった話を詰めていかないと、多分国との交渉でも結局、時価と書かれた商品をやくりくりすることの難しさを考えるとちょっと、詳細に調査をして、そろそろ数字を持ってもいいのかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

企画部長　ある意味おっしゃるとおりかなと思います。ただ、一つ、私どもで最大の心配の部分が、平成20年にこういったイメージで、これは執行部の考えですよという、国に対しても、議会の皆さんの同意、市民の合意は全く、失礼な言い方ですけども、なくて、執行部の考え方だけですよということで提示しているわけです。ですから、これが最後まで、最後までいって、具体化していませんので、果たしてこの段階でより明確な土地の価格というのを求めてどうなのかなと、正直不安な部分がたくさんあるわけなので

す。そんなところでもう一步踏み込んでいないのが、踏み込めないのが現実です。ですから、そういった大きな意味の懸念があります。そういう現状です。

以上です。

山本委員 おっしゃることよくわかるつもりでいるのですけれども、それでいくと、いろいろ先ほど来各委員さんからご意見出ていましたけれども、例えば全部公園にした場合にはこのぐらいの資産価値になるのかなとか、これを全部商業施設にしてしまったら、こんな感じになりますよとか、当然この計画どおりにやったら、こんなイメージですかねという、ケースをある程度場合分けをして試算をしてみるというか、そういうような方法もあるのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。確かにまだ固まっていないので、一本算定できちんと出すというのは、なかなか難しいというのはおっしゃるとおりだと思うのですが、ケース分けをしてみて、やってみたらどうかなというふうにも思いますが、その辺はいかがでしょう。

企画部長 どこまで正確な部分かとおっしゃられると非常に辛い部分があるのですけれども、大ざっぱな意味の価格というような形でいろいろなパターンということでしたらば、事務処理上はできなくはないと思います。ただ、それがどこまで信頼度があるのかと言われると非常に辛い部分も出てくるのかなと。そういったところもございまして、先ほど来お答え申し上げますように、なかなか事務方としては数字の把握がしにくいというのが現実の話なの

です。あとは、事務的で、全く事務的な部分でもという形でしたらば、その辺あたりは全体的をしんしゃくしていただければ、我々としても、そのあたりの何となくもわっとした部分ですが、パターンの的には出せるのかなと、こんなふうに思います。

山本委員 もうこの程度にしておきますけれども、いずれにせよ、ある程度の確度までの数字は持っている必要があるというふうには思うので、そうしないと多分、後でわっと言われたときに、こちらがひるんでしまうような話になるのでしょうかから、ただ確度100パーセントの数字がこの場で要りようになると言われれば、またそうでもないと思うので、おおむね、10億円の単位なら10億円の単位ぐらいで丸まって、大体このぐらいですよねというような数字が出せるような形の調査については、ちょっとお願いをしたいなというふうに思いますが、ご要望だけはさせていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

齋藤委員 今同じような、山本委員が言っていたのはいいと思うのです。ただ、先ほど部長がおっしゃったように、もやっとした数字を出すのも、これはいいと思うのです。ということは、それを出せば、もちろん財務省のほうでも、それから当然今の不動産鑑定士なり、それから路線価とか、いろいろなのを逆に向こうが全部調べると思うのです、こっちが調べないで。そのほうがいいわけです。こちらはただもやっとしたものを出せば、相手のほうが全部調べますから、必ず。それで提示してくると思うのです。それからで

も遅くはないと思うのですけれども。

以上。

石田委員 同じ問題なのですけれども、私はこの土地の単価が、今実際には毎年下がってきているというふうに見ているのだけれども、そういう状況で、今後の見通しや何かをつくっていく上でも、毎年ではなくてもいいけれども、2年に1回とか、きちっと土地の単価の傾向というのをしっかりつかんで、いつがやはり交渉のしどきなのか、そういう状況も把握する必要があるのだろうし、さっき言った形で、それはこのままの利用の形態でも結構ですが、このままの利用の形態で現在幾らで、公園にしてしまった場合が幾らなのか、できたらA、B、Cそれぞれどのくらいの金額になるのか。それで、可能として、例えばAだけだったら公園にできる可能性があって、Bはでは民間に売らざるを得ないとか、いろいろなものが具体的に見えてくるのではないかと思います。計画もそこも含めてやっていかないと。今とにかく単価を抜きに計画をつくっても、それこそ絵にかいたもちになってしまうので、やはりどうやってこの負担を減らしてやっていくことを中心ということにするために、やはり単価をしっかり押さえていく必要があるのではないかなと思いますけれども。

企画部長 ただいま石田委員さんがおっしゃるのは全くそのとおりだと思いますが、しっかり単価を押さえるという押さえ方が非常に微妙な問題がございまして、先ほど申し上げましたように、国は一切事前に幾らと言いませんので、それは我々が我々の手法を使って

押さえるしかないわけです。ですから、一つとしてはそれがすべてではないというのが1点目です。

それも、その単価も、いわゆる例えば近傍価格だとか路線価だとか、そういった明確に出せない部分もあるわけです。そういったものを、いろいろな要素を加味して、事務方として積算をする以外に、業者に頼むのもございますけれども、そういった方法で事務方なりの数字しかでき上がったものは何もないわけなので、その辺をまず前提としてご理解をいただければと思います。

石田委員 前提は一つの方法で決めて、それに基づいて一定の期間を毎年調査していくということをやっていないと、前提が狂ったら全く違うので、いずれにしろその前提が何かないと、それはしようがないと思いますけれども。ただ、何にもないと、国との交渉をする場合だって、土地の単価がこういう傾向にあるのではないか、だからもうちょっと低くていいのではないかとか、いろいろな交渉ができないと思うのです。そうでないと国の言うとおりにやざるを得ない。それをのむかのまないかという話だけになってしまうので、市民に理解を得るためには、やはりきちっとしたそういったものを積み重ねていくことが大事なのではないかなという感じがします。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

今の方向は……ありますか。

企画部長 今までそれぞれの委員さんのご意見を踏まえて、何らかの方法で、参考という形になろうかと思いますが、単価というものを

していければなど、そんなふうに考えています。

以上です。

委員長 ほかにありますか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、次に、この次第によりますと今後の特別委員会の運営についてということを経験とさせていただきたいと思います。

前回の委員会では、今もいろいろ質疑応答があったわけですが、入間市駅前の留保地と馬頭坂線の関係について、要望活動と騒音問題の関係で、米軍横田基地、騒音問題は米軍横田基地でね、その2点が今後の検討課題として決定していたわけですが、この関係で……要望書を関東財務局のほうに出すという方向がこの前のとき出たような気がしたのですけれども。

関東財務局へ要望書を持ちながら、考えなどについて話を聞いてみたらどうだというお話だったのです。その辺はきょう、今いろいろ質疑応答があったわけですが、その上にこういう要望書を、例えば基地対策特別委員会でこういうふうにやりたいのだとか、こうなのだという要望書等々は、執行部のほうはどういうふうにお考えになりますか。

企画課長 前回そのようなお話がありましたので、その後、この特に留保地を所管している財務省の関東財務局の管財第2部というセクション、これはさいたま新都心の合同庁舎なのですが、そちらのほうに実際に行きまして話をさせていただきました。実は7月1日に人事異動がございましたので、7月に入って1週間後ぐらいだ

ったのですけれども、行きまして、入間市で基地対策特別委員会が昨年からはまっていると。特に騒音の問題と留保地の問題を大きな課題として今検討していただいております。議員各位、入間市の議員の皆様方が、この問題を非常に重要な問題だととらえているということを含めてお話をさせていただいて、今後具体的な要望活動、それから情報交換、そういったような場を設定をすることになる可能性がある。そのことについてどうでしょうかというお話をさせていただきました。

これは、基地対策を所管する企画課の立場で話をさせていただいたのですが、そうしたところ、実は余りいい回答が得られていません。関東財務局のほうは、そのような説明は執行部のほうからしてくださいと。具体的な資料はお出ししますのでということをちょっと、向こうからの回答がございました。ですから、企画課として、そういう話を持っていったときには、そういうような、余り積極的な、そういう行動に関してはちょっとというような話がありました。それが現実、現状でございます。

以上です。

委員長 余りいい感触はなかったということなのですか。

今説明を受けたわけですが、感触は余りいい感触が得られなかったということなのですね。今後、委員会として正式に協議の場を設けてもらうよう依頼をするかということなのですが、どうしましょう。

石田委員 まだこの委員会の中でもまとまっていないので、さっき言った

単価や何かも少し出してもらって、現実的な可能性もやはり見た上で案をつくって交渉していくという。もう少し先に延ばしたらどうですか。

委員長 要望とか、そういう活動をですね。

石田委員 そうそう、そういう活動は。

委員長 今そういう意見も出たのですが。

堤委員 これは、例えば特別委員会で単価交渉とか、そういうことは別として、あくまでも入間市が窓口になって国との交渉を基本的にはすべきだと思うのです。特別委員会としては、やはり市の基本的な計画をどこまで押し上げていくかという。市だって今、国が出せと言われたから出しているような、要するにまだ固まっている話ではないので、これからいろいろ変遷をしていくのしょうから。我々の役目としては、入間市の計画として、これをどう位置づけしていくかということが大きな仕事だと思うのです。単価交渉とか具体的な前提条件は、いろいろ細かいことが目に見えてわかってくれば、いろいろな計画も進めやすいと思うのですけれども、そういう基本的な考え方でいくほうがいいのではないかと思います。

野口委員 私は、不勉強のときに思ったことは、道路だけ、都市計画道路だけを先行につくるように、それを例外に認めてくれというような要望ということをしたのですけれども、一括でないにだめだと、そこら辺のせめぎ合いで、もし一括なら、そんな要望どころか、今どなたか委員がおっしゃったように、こっちの内部でも意

見がまとまっていない。かつまとまったとしても、これだけの委員会です。そういったことを市民の代表として言えるかという疑問もあるし、私としては道路だけの先行を認めてくれと。そういったことは非現実的なのですか。質問としてはそこなのです。だって、道路という必要なものは、国はつくるという方向なのでしょう、何か全部一まとめにした言い方だけれども、そういう要望というのは全然……非現実的……そういうちょっと感触だけちょっと教えていただけますか。

企画部長 今の野口委員さんのご意見でございますが、ある意味そのとおりだと思うのですけれども、現実の話としては、全体の利用計画が決まらないと道路づけも決まらないだろうと、これが国の理論です。ですから、それだけは要望されてもどうなのというのが先方の考え方なのです。かつて議会側でも要望された経過もあったように思うのですが、それは財務省に、かつての大蔵省に要望された経過もあろうかと思えます。でも、答えとしては、全体利用が明確にならないと、そこから先は進めませんという、こういう回答をいただいていると思えます。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

委員長 ないようですので、今意見の中では要望活動も必要であるが、いま少し検討して、もっと煮詰めたものにしてからでもいいのではないかというお話のような状況なのですが、皆さんの中でそん

なぐあいでもよろしいですか、今の委員会の中では。そういう話のような感じがするのですけれども。

〔(それしか方法ないです) という人あり〕

山本委員 大体委員長がおっしゃられたとおりかなというふうに私も思うのですが、手法としては、自発的にお話し合いに応じていただけないのだから、参考人招致して来てもらうという方法も確かに方法としてはあるのだらうと思うのですが、ただ売り買いの相手ですから、余りむげなことをすると、今度実際の売買の交渉で支障が出るようなことになっても困るなというふうに思いますし、いづれにせよ各委員さんがおっしゃられたように、こちらの考えとかこちらのお財布ぐあいが、関係がきちっと整理できない限り、多分具体的な話は進まないだらうというふうに思いますので、その調査研究にしばらく、もうちょっと時間をかけて、その上で進めていかれたらどうかなとも思いますので、大体皆さんおっしゃられたとおりだと思います。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

齋藤委員 そのとおりで、また時期を待てば下がるかもしれないし……。

委員長 下がるの待っているのか。

齋藤委員 相手の考えも変わるかもわからない。

委員長 では、委員会としては、この駅前の留保地の関係は、執行部も含めて、いま少し勉強し、あるいは検討し、中を煮詰めたもので、そのときに要望書が必要になれば、それで出すと、そんなぐあいの方向でよろしいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 では、そんなぐあいではそれはさせていただきます。

次に、騒音の問題で、先ほど資料があったのですが、横田基地の関係ですか。その中に、この関係を今後どのようにしていったらいいか、2点、2本の柱でいくということで前回決まっていますので、一方の騒音の関係なのですが、そちらはどのような方法で進めたらよろしいでしょうか。

一つの資料として横田基地の資料が出たわけですが……前回他の自治体ということで話が出ていたわけですので、これは瑞穂町の騒音の問題ということで、先ほど石田委員から、場所的なものをもっと明確にしてというお話があったのですが、役場と民家ということですので、これでいくと本当にどこかわかりませんが、そういうものを、これもある面でもっと調査研究をしていきますか。

石田委員 飛行場の滑走路との関係だとか、全体のその辺の配置の図面とか、それが欲しいのと、この箱根ヶ崎のさっき言った民家と瑞穂町の役場がどこに位置しているのかと同時に、先ほど出てきた中では、狭山丘陵上空で旋回しているのは確認していると。狭山丘陵といっても、瑞穂のほうから入間へ上がって所沢まで入っているのか、どの辺で旋回しているのか、もうちょっと具体的な、その辺ももしわかれば、そんなに正確ではなくても、大体この辺で旋回しているのだろうぐらいな飛行コースというのかな、その辺もできたら一緒に調べていただければなど。それからまた少し

対応を考えたらいいのかなと思います。

堤委員 横田の関係で、うちのほうの金子地域というのは飛行のコースになって、過去に騒音の数字が、年度の測定によって、多少広がったり縮まったり、エリアはしているようですけども、防音の対象エリア、対象のあれは、レベルですか、それが今縮小の方向ですよ。例えば80デシベルのところから75に……そうではない、逆か。

委員長 75に下がったから、率は上がったということではないか。

堤委員 エリアを縮めていますよね。これは、どういう理由づけでそういうふうになっている、市のほうに通達が来ているのですか。

企画課副主幹 今委員さんがおっしゃられるように、横田基地のところは、平成17年にコンターといいまして、住宅防音区域のエリアが縮小されてございます。これを当時確認しましたところ、横田基地を離発着をします航空機の種類、こちらが、輸送機あるいはそういったものの騒音の軽減のエンジンになったとか、そういったことの影響によって、要は実際に飛行する飛行機の騒音が減少してきているということでコンターの見直しがありまして、住宅防音区域が縮小されているというふうに聞いております。

以上です。

堤委員 それは、基地関係の一方的な話であって、やはりそこに住んでいる人たちの生活実感というのは、そんなに変わっていないのですよね。むしろ縮小されることによって、その対象から外れたエリアは相当不満です。それと、騒音の例えば対象戸数の設定にし

でも、隣は対象になるけれども、道路を挟んで隣は対象外ですよと、要するにグレーゾーンというのが感じないのです。音だから、機械で測定すれば、この地点は幾つという具体的な数字が出ますけれども、これはあくまでも数字上のことであって、そこに住んでいる人たちの生活実感というのは、そんなきれいな事で割り切れるものではないのです。だから、その辺で、今後恐らくもっと騒音の小さい飛行機が開発されれば、また縮小される可能性もあるわけですね。

新たにそこに立地する家庭は別として、当時この制度ができたときに居住していた住居が対象になるわけなので、場合によっては2部屋、3部屋目の今回転をしているというふうな話もありますし、縮小されたことによってその範囲から外れれば、もうそれでストップしてしまうわけですね。だから、その辺の不満が結構現場はありますので、一方的にエリアの縮小ということだけで、了解とか、そういうことではないにしても、そういう縮小に対しては、極力やめてくださいと、当初の計画どおりずっとやってくださいということは、やはり地元自治体としては言うべきだと思います。これがどんどん、どんどん対象がふえていくというのだったら話は別ですけれども、対象戸数というのはふえないわけですから、ある一定の時点で居住した戸数しか対象になっていないわけですから。ですから、そういったこともぜひ自治体としてはやるべきだし、また委員会としてもぜひそういう形のものをつくり上げていきたいなというふうに思うのですけれども。

企画課副主幹 埼玉県基地対策協議会という協議会がございまして、それは基地を抱える県内の市町村が加盟している協議会でございます。そういった協議会を通じて、国等に今おっしゃられるような住宅防音工事の関係あるいはエリアの関係、あるいは告示後の住宅にも適用するようというところも含めて要望活動をしているところでございます。

以上です。

堤委員 それについては、防衛省のほうで何かあるのですか。ただ要望しているだけという。

企画課副主幹 それについては、各首長、市長のほうで、防衛省のほうに要望書を渡すとともに、それについて防衛省のほうから、今後の計画等についても回答はいただいておりますけれども、今の段階ではすぐにそういった形の解決ができるというような回答はいただいております。ですけれども、当協議会においても継続して要望していくということで決まっております。

委員長 いいですか。

今の堤委員さんの話からいきますと、縮小になる可能性は十分ありますよね。ですから、そういうものを強く例えば今出しているという話なのですが、どの程度出ているのかわかりませんが、その結果が今のような話かなという感じがあるのですが、基地対策としてもそういうものも、そういうふうになるのならば、一つの問題点として取り上げてやるべきかもしれない。その辺はどうですか。指導してください。

企画部長 今回の堤委員さんのご意見の部分ですけれども、我々として一番要望、声を強く出しているのが、いわゆる告示後の住宅の扱いのわけです。同じエリアの中に、告示以前のところは、十分か不十分かは別としても、それなりの措置はされているわけですけれども、新しい住宅は全くそこは措置がされないわけなのです。頭の上を飛行機が通っているわけなので、それを何とかならないのかということで、これは防衛に対しても再三、今担当のほうからも申しあげましたけれども、要望はしているわけなのです。ところが、防衛としては、まだ全国、日本中の中で告示以前の住宅がフォローし切っていないので、そのほうは待ってくれと。待ってくれというか、今はできないということなので、そこは強く要望する部分なのかなと、こんな認識は持っております。

具体的な改善の回答は得ておりませんが、これは引き続いて毎年継続をしている部分です。

以上です。

委員長 よろしいですか、堤委員。

堤委員 一回防衛省の担当官に現地視察をしてもらったほうがいいのではないですか。そういう過去に例はありますか。

企画部長 平成17年に告示を変えるときに、現地調査は防衛のほうも当然やっているわけですが、この沿線ずっと。瑞穂から始まって飯能、日高、あのあたりは実測はしているわけなのです。それ以後は、直接担当が来ているというのは把握はしておりませんが。

こんな現状です。

堤委員 それは業者が測定しているのでしょうか。

企画部長 はい。業者も測定はもちろんしていますけれども、担当も、いろいろ担当がありますけれども、どのクラスの人が来たかというのは把握していませんが、担当も来ております。

以上です。

堤委員 例えば民防の予算措置をする権限を持っているような、そういうレベルの人に現地で一日暮らしてもらったらいいのです、実感がわかりますから。

委員長 この辺は、企画部長……。

企画部長 本当に難しい部分になりましたが、そういう声があるということとは折に触れて説明はしていきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

野口委員 騒音については、まず実態調査ということがメインであると思うのです。要望については、資料16、17にある、余り詳しくは知らないのだけれども、埼玉県基地対策協議会、これできちんとやっていますよね。だから、要望としてはこれ以上のことは入間市でやれないと思うのです。だって、入間市だけが特別なことをやったらおかしくなるし。だから、問題は、入間市はこの状況、要望しているのだけれども、入間市はどういう状況にあるのかということを確認したいと。そこから、何かこれに足りないものがあるのかどうかということ。もし足りないものがあれば、基地対策協議会でも話し合えるし。だから、私としては、要望というところまでいかないのではないかなと。入間市だけが要望したらお

かしくなるし。今言ったように、入間市だけ調査してくれよと言ったらおかしくなる。これは、あくまでも基地対策協議会で一括して取り扱うべき問題でしょう、国との関係では。

ただ、入間市はどういう状況にあるのか。そういう意見を踏まえて、この基地対策協議会なりに持ち込んで、もっと違う案を持っていこうとかいうことで、私はそういう認識でいたのですけれども。だから、今要望、要望ということになりますけれども、ちょっと私はそれについては、はっきり言って後ろ向きです。

委員長　ほかにございますか。

堤委員　要望も、例えばそれぞれの基地の関係で、共通しているのはいと思うのです。ただ、地域によってはほかの地域にない特殊な事情も多分ゼロではないでしょうから、その辺の内容については、これは地元として直接いろいろな話を持っていっても、それは差し支えないと思うのです。

安道委員　さっきの防音工事の件なんかは、横田もそうですし、入間基地のほうも区域が狭まっていますよね。

〔何事か言う人あり〕

安道委員　そんなことないですか。

企画課副主幹　横田基地につきましては、平成17年に見直しがありました。

入間基地につきましては、私どもが拝察している中では、以前と変わりはないという形で考えています。

安道委員　では、さっきの後から入ってきた方のというのは、やはり同じですよね、そのことについては。

企画部長 それは同じです。

安道委員 だから、やはりそういったことは大きな課題かなと思いますし、また実態が十分に把握されていないというふうなことが前回でも認識されたのかなというふうなのがあったと思うのです。だから、その実態をどういうふう把握していくのか。防衛省の方に来てもらってもらうというのは、そういうふうなこともあると。私たち自身もなかなか実態把握できていないというふうなところがあるかと思えますから、それをどういうふうな形でやっていくのかというふうなこともちょっと検討していただければというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

委員長 これは対策協議会としてですか。

山本委員 ちょっと不勉強で恐縮で、ちょっと基本的なことをご教授いただきたいのですけれども、県の基地対策協議会の話、今担当さんからお出になったのですけれども、入間基地は県内に所在をしていて、影響している自治体というのも恐らく県内がほとんどであるということで、それなりに認識を持って共同歩調をとってやっていただけるのだろうというふうに想像するのですが、横田基地の場合は、東京都に所在をしていて、影響する自治体は入間市以外はみんな東京側にある状況ですよね。県の基地対で横田基地の問題も扱っていただいているのかというのが一つと。あと、どこまで我々の意見が、その県の基地対の中で横田の問題について取り上げていただけるものなのか。多分ほかの構成自治体にしてみれば、横田基地の話は関係ない話のようにも思うわけです。むしろ

ろ東京側の委員会のほうに入っているほうがいいのではないかと
いうぐらいの印象さえ持つのですけれども、その点の実態は今ど
うなっているのでしょうか。その辺ちょっと基本的なことを教えて
ください。

企画課副主幹 一つ横田基地のほうの関係につきましては、県の基地対策
協議会というところとは別に全国の基地対策協議会というのもご
ざいます。そちらのほうで、全国レベルで当然、横田基地を抱え
る東京都の瑞穂町だとか福生市だとかございますので、そちらの
ほうとともに国に対して要望活動というのをさせていただきます。

山本委員 全国ということになると、三沢だとか沖縄だとかいう問題と同
列に扱われているということですよ。ローカルイシューとして
のうちの例えばコンターの問題だとか、ローカルイシューをどこ
まで取り上げてもらえるものなのかという部分は、感触はいかが
なのでしょう。

企画課副主幹 それはその中に、全体として横田基地の部分も含めてとい
うことで要望活動させていただきますので、それは三沢基地と同等
に扱われているというように考えてございます。

山本委員 要するに米軍基地という問題の中で一般化される問題であれ
ば、そこで同列に扱っていただいても十分私たちの意は届くであ
ろうというふうに想定するのですけれども、もしうち特有の問題
というのが存在しているのであれば、それは一般化してという部
分になると捨てられてしまいますよね、その部分は。その部分と
いうのは、私たちの横田基地が抱えている問題点、騒音等の問題

について、一般化され得るものという認識なのか、それともローカルイシューとして積み残しになっている可能性があるのか、その部分のご認識というのはいかがでしょう。というのは、積み残しになっていることがあるのであれば、単独で上げなければいけない話とになるのだろうというふうにも思うので、その辺のアジェンダというか、その辺の部分の取り扱いはどうなっているのか、ちょっとご所見をお伺いできればと思います。

企画課副主幹 要望書の中に、入間市からはこういう要望をしていますというところを要望書の中に表記をしてございますので、市としてこういった形の要望事項がありますというもので要望活動をしてございます。

委員長 よろしいですか。

石田委員 一つは、埼玉県基地対策協議会の場合ですと、航空自衛隊入間基地が、これが日本でも最大の航空自衛隊の基地ですよ。そうなってくると、入間、狭山、所沢、日高、この辺が実際に中心になってやっていく。だから、今も、ある意味ではこの中心になって協議会の中で活動しなくてはならないのかなと思うのです。そういった意味で、しっかりとした騒音の実態調査や何かとっていかなくてはいけないのではないかなと一つ思っているのと、多分民間の飛行場は、80と75だけではなくて、70Wのところも対策をとっているようにちょっと聞いたのですけれども、そういった意味だと、今後入間ですと70だとどこまでの区域が広がってくるのかとか。そういった観点でもやはり物事を考えていかないと、

市民にとっては、自衛隊機が飛ぼうが、民間機が飛ぼうが、騒音のうるさは同じなのだから、民間機で飛行場でやっているのだったら、当然自衛隊の飛行場でもやってもらうという交渉も必要ではないかと思うのです。

だから、そういった意味で、騒音の実態調査もできるならば、この80と75は調べたのがあるけれども、その外へどういうふうに広がってくるのか。70だとどこまで広がってくるのかとか、そういった資料もやはり市としてもちゃんと持って交渉を行っていくとか、そういうことが必要なのではないのでしょうか。70以上というのはどこまで広がるのかというのは調べたものがないですよ。

委員長 どうですか、この辺は。

企画部長 ただいま石田委員さんの70Wははかったことがあるのかと、こういったことだと思いますけれども、これは実態として、私どもは把握している情報だと、測定はしていないのではないかというふうに思います。こういったことは県を通じて、先ほどの基地対策協議会を通じて要望していく部分なのかなと、こんなふうに思います。

以上です。

石田委員 いずれにしろ75の区域の境界は、安全を見て中に入っているのだと思うのです。それが数字はあるはずだから、その外についても当然、70についても出せるのではないかと思うのです。そういった意味で、資料を今後やはりそろえていくことが大事ではない

かと思いますが、どうでしょうか。

企画部長 その辺のご意見を踏まえて、資料要求なりしていきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

野口委員 私も石田委員とほぼ似ているのですけれども、この基地対策の要望書を前提に、入間市に当てはめた場合どうなるのかと、そういう状況なり範囲なり戸数なりとか。もしくはこれと違うような、私もちょっと堤委員が言ったことは余り理解していないのだけれども、そういった何かちょっと、これに載っていないようなことの不都合も生じているのかと。それはどこで扱えばいいのかと。それも多分一般のものだとは思うのです。基地でローカル的な問題というのは余りないと思うのです、そこだけの問題だというのは。あるかもしれないのだけれども、ほぼないと思うのです。というか、だから私は何回も言っているように、ここにどういう不都合があるのかということを知りたい。ただ、問題は、調査、調査といっても難しいでしょうから、どこまでできるのかと。そういうものを煮詰めて行って調査していただきたいと思うのですけれども、まず要望というよりも。

以上です。

委員長 調査できます、そういう調査。

企画部長 この航空機騒音に係る直接の調査を入間市ができるかという部分が大きな問題であると思います、その機材の問題とか、いろいろな問題が。これは、やはりそういった今国がやって、置いてあ

る部分、測定器がありますけれども、県の部分とか、そういったところのデータをお願いするしかないかなと、こんなふうに考えておりますので、その辺の様子を調査をしてみたいと思います。

以上です。

石田委員 資料として、資料の2で防音工事の関係でもらった中で、入間基地、入間飛行場の関係だと、75Wと80が昭和58年と昭和55年の数字が基本になって規制されているのだと思うのです。それからかなり期間がたっているものですから、私が一番気になっているのは、東藤沢の3丁目あたりはマンション群になっているのです。だから、その中にある個人の住宅等も予想外の騒音になっている可能性と、一面ではマンションに遮られて少しは音が軽減されているのか、いろいろな要素が出てきている。要するにまちがかなり変化してしまっているのです、この時点とは。だから、そういった意味では、最近どういうふうになってきているのか、その辺の新しい要素も加えて騒音の調査等も必要ではないかなという感じがするのですけれども、どうでしょうか。

企画部長 先ほど野口委員さんのおっしゃっている部分とお答えが同じようになるとは思いますが、まずはその辺の見解を確認をして、できれば臨時でもいいから調査をしてみてくださいという部分で投げかけてみたいとは思いますが。

以上です。

委員長 よろしいですか、石田委員。

石田委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

委員長 ないようでしたら、この騒音の関係なのですが、やはりこれもいろいろな実態調査を、何らかの方法、執行部、行政側でやってもらわないと、まずは始まらないのかなという感じがあるのですが、そんなぐあいできめ細かにやってもらって、これを今後検討していくと。そして、ある程度調査した結果、要望書あるいは申込書等々できるかできないか、その辺のところでしたいというような状況なのですけれども、よろしいでしょうか、皆さん。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 今意見の中に出ました、いろいろな関係を調査してよという話が出ているのですが、その辺は執行部のほうできょうの意見をよく把握してもらって、なるべく細かな、なお新しいものをひとつお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

企画部長 はい、調整してみます。

委員長 それでは、この騒音の問題はこれで打ち切らせていただきたいと思えます。

その他ですが、何か皆さんの中にごございますか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、1点私のほうから少し話をして、皆さんに賛同いただければ、それなりの方向をとらせてもらいたいなという気があるのですが、それ1点。

今入間基地も含め、横田基地の騒音が結構話が出ているわけで

すが、私は、個人的な意見も入りますが、横田基地の中に視察等々は全然行ったことがないのです。例えばそういう視察をこの基地対策でやろうとなった場合は、そういうものは可能ですか。

企画課副主幹 横田基地も入間基地同様の基地の見学というコースがございますので、そちらも事前の手續を踏めば可能だと考えております。

委員長 可能。見学という意味でね。

今ある程度のことなら可能という話を執行部からいただいたのですが、皆さんの中でこの話はいかがですか。なに行かなくてもいいよという人がいれば、それでいいのですけれども。

〔(見学の中身だよ)ね) という人あり〕

委員長 だから、中身のある程度こちらで、こういうものを、もちろん騒音も含めてかもしれませんけれども、そういう状況。入間基地へ前回視察させていただいたではないですか。あそこまで、管制塔はわかりませんが、らしきものができるかできないか。むしろ興味は深いのです、行かしてもらいたいなという感じは。ですから、どこまでが可能か、執行部のほうでも何か持ち合わせがあるでしょう。

〔何事か言う人あり〕

委員長 余談になってしまいますけれども、よく何とか見学コースとか、バスの見学コースとかというのがあるのだそうですね、一般人を、募集を経て。そういうやつとはまた違うのでしょうか、この視察ということになれば、見学コース。

企画課副主幹 一度確認しておる内容につきましては、通常の見学コース
というところは可能であるということを知っております。特段視
察ということでの内容での見学、現地での確認という意味ではご
ざいませぬので、通常の方の見学コースと同じコースだということ
とは確認してございませぬ。

委員長 通常の見学コースというのはどの程度だか、それはわかりませ
ぬか。

企画課副主幹 ちょっと具体的な内容につきましては、恐らく管制塔、前
回の入間基地のような管制塔あるいは、そういったところへの立
ち入りというのは難しいのかなと思われませぬ。

委員長 こちらから要望したら、それが可能になる可能性もあるわけね、
ある程度。そこばかりではないとしても。

企画課副主幹 今こちらの担当になっておりますのが、北関東防衛局の横
田事務所が担当になってございませぬ。そちらのほうに事前に、具
体的な基地見学ということが決まりましたら、相談をさせていただ
きたいという旨話はしてございませぬので、そちらについては一
度確認をする必要があるかと思われませぬ。

〔(無理ですかね) と言う人あり〕

委員長 今執行部からの話があったのですが、ある程度のことでは視察
も可能になるという感じを受けたのですが、この件に対して皆さ
んから何かございませぬか。

野口委員 内容的にこういったものがないでしょう、多分。つまり基地の
そのものを見ても、今騒音とは結びつかないし、やはり今言った、

質問で言ったように、内容的にこれといったものがないと思うのです。ですから、それともう一つは9月、10月、11月はちょっとスケジュール的にタイトな状況があって、一日あける視察としては、私は今のところ、今のところですね、乗り気ではないです。

石田委員 私は、騒音でも自衛隊機と米軍機と全然違うと思うのです。ギャラクシー、あの大きいのがあって、C-1や何か比べてもはるかに大きいし、そういうのを間近で見たり騒音を感じるというのは、やはり非常に大事な感じがするのです。だから、そういった意味では、いずれにしろどこまで見せるかわからないけれども、やはり見れる範囲で見て、それでもう一度もしどこでも見たいところが出てきたら、再度申し込んでみるとか、とりあえず行って見てみるのが大事ではないかなと思います。

小島委員 今石田委員がおっしゃったとおり、行って見せてもらえる中で、航空航路、横田基地には民間の飛行機が、軍人の家族用の飛行機と、あと航空関係の空軍の飛行機のたしか航路が違うような気がするのです。その航空航路によって飛行機の大きさも、今石田委員が言ったのですけれども、騒音も違ってきますし、その航路を見せて、その図でもいいですから、その説明が受けられるのかどうかによっても全然違うと思うのですけれども、その辺をちょっと交渉していただいて、その航路を説明できるなら、見学というか、基地のほうへ行ってもいいのではないかと思うのですけれども。

野口委員 とりあえず見たらという発想について、議論するのではないの

だけれども、こっちは何も持っていないわけでしょう。どういう騒音状況にあるのかと。実際そういう状況にあって問題だということがわかれば、それについて、そういう現況の飛行機の違いとか、かつ航路についてはペーパーでもらえると思うし、果たして見て、それがどうなるのと、はっきりそういうことですよね。こっちは何も実態を踏まえていないときに、ただ見て、ああ、見ましたと。私は、そういったものについては余り賛成ではない。入間基地については……

委員長 わかりました。

ほかにございますか。

齋藤委員、いかがですか。

齋藤委員 私も、今言ったように、一番最初の石田委員がおっしゃったように、やはり騒音自体がどんなものであるか。私もいつも入間基地のそれしか余り感じたことがないので。確かに横田基地のそばに住んでいる人たちは、犬だっておびえてしまって大変だという話も聞いているのです。だから、かなり規模が違うのではないですか。だから、そういった面からいったら、時間があれば見に行ってもいいのではないかと、そのように感じています。

委員長 どうですか、堤委員。

堤委員 特に入間に関する騒音ということからすれば、飛行時の騒音なので、例えば駐機中にそのエンジンがかかっているのを聞いても、そんなに参考にはならないでしょうし、もし見るのであれば、これとこれとこういうのを、現地で行かなければわからないという

ものを拾い上げて、これはもう現場に行くしかないねということになれば、それは必要性が出てくるでしょう。

私は、例えば今の金子地区の騒音の関係からすれば、高度の関係がどういうふうな、飛行機の種類によって多少着陸時の高度も違うのでしょうか、どういう種類の飛行機が飛んでいるのかという、そういうのは、現地に行かなくてもデータをもらえれば確認できる話なので、もう少し視察の場合は内容を検討したらいいのではないですか。行く行かないというのは、それからでいいのではないのでしょうか。

山本委員 基地そのものも私自身は中に入ったことがないので、それはそれですけれども、確かに野口委員がおっしゃるように、物見遊山になってしまったらいけないのはおっしゃるとおりだというふうに理解はするのですが、ただ私自身学生時分、岩国基地の横に1人で行ったことがあります、あそこは実戦配備しているから、F15とかびゅんびゅん飛んでいる中で、もう耳が痛くなるような騒音というのは実際に経験したので、音を聞きに行くとかいう意味、どれだけしんどいか、どれだけその音に囲まれて生活するのが大変かというのを理解する意味では、基地よりも基地の端に行くほうが意味があるのかなという気はしなくもないですが、それだと視察というよりも調査になってしまいますけれども。その辺も加味しながら、実際に具体的に欲しい情報がもらえるめどが立ったところで行けばいいのかなというふうには思いますので、その辺どこまで話をさせていただけるのか、まず横田の現地の担当者

なり、日本人の方なのかアメリカ人の方なのかわからないのですが、けれども、どこまで話をしていただけるものなのか。軍事機密の問題もあるでしょうから、その辺の部分をちょっと洗っていただいて、具体の情報が得られそうであれば、そのタイミングで行けばいいのかなというふうには思いますけれども。

委員長 お話をお聞きしました状況でいきますと、視察するのはやぶさかではありませんけれども、もっと調査研究をした後でよろしいのではないかなというような意見のようですので、これは私のほうでその他として出させていただいたわけですが、そんなぐあいでは、これがもうちょっとたちまして、どうしても必要だということになりましたら、それをやると。どうも必要ではないとなれば、そのままということなのだと思います。今ちょっと調査研究をさせてもらってこの話は進めさせていただきたいと思います。

以上です。

石田委員 調査研究してもらおう中で、もしできれば、さっき出ていた軍用機の飛行コースだとか民間機の飛行コースだとか、あとタッチ・アンド・ゴーも時々連絡来るでしょう。そのコースだとか、そういった基地の資料をもし執行部のほうで取り寄せられれば、取り寄せていただいて研究したいと思いますので、よろしく願いします。

委員長 それと、こちらからある程度望むものが向こうで可能であればいいのかなという感じもしますので、その辺はいま少し時間を置いて、実行するなら実行するという方向でいくということによろ

しいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 ほかにその他でございますか。

〔発言する人なし〕

委員長 ないようでしたら、これで、休憩時間もなく、かなり長時間に、
長くなったのですが、山本副委員長から最後……。

△ 閉会の宣告（午前11時23分）

副委員長 では、お疲れさまでした。これで会議を閉じさせていただきます。
お疲れさまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

基地対策特別委員会委員長 金子俊雄

基地対策特別委員会副委員長 山本秀和